災害時石油タンク補助金（経済産業省）

※災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄を推進し、医療施設や避難所等のライフライン機能
を維持するために必要な目的で石油製品タンク等の設置費用を補助する事業

一般社団法人
沖縄CO2削減推進協議会

	項目		経済産業省：災害時石油タンク補助金
補助対象等	執行団体		全国石油商業組合連合会
	予算/事業期間		約11.5億円
	補助上下限	民間	石油製品容器（1千万円）、発電機、調理炊飯・調理器具（5千万円）、下限100万円
		地方公共団体	
	補助率	民間	中小企業**3分の2**（それ以外2分の1）
		地方公共団体	**2分の1**
	対象施設	民間	次のいずれかの施設の所有者または管理者で法人格を持つもの ①災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる医療施設（ただし、災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター,災害拠点精神病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所除く）、老人ホーム等 ②公的避難所（地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設） ③一時避難所となり得るような施設等(地方公共団体と災害時に避難所等として協定等を締結した施設に限る) ※例えば、地方公共団体庁舎、オフィスビル、マンション、学校、幼稚園、保育園、工場、スーパー、コンビニ、ホテル、旅館等、公民館、集会所、神社仏閣等の施設。 ※ ガソリンスタンドやフリート等の燃料油を販売している施設等は除く。
		地方公共団体等	
	設置必須設備		石油製品（揮発油、軽油、灯油、重油）を貯蔵する容器の設置、更新が必要となります
	対象施設（新築・既設）		新築OK、既設の新設更新いずれもOK
	補助対象設備、項目、要件		【補助対象項目】 ①石油製品を貯蔵する容器（※申請必須） ・「実質容量」の合計が次の数量以上で、かつ条例に定める「少量危険物」以上に該当するもの。 揮発油： 90L　軽　油：450L　灯　油：450L　重　油：900L（消防法令に基づくもの ） ※1「実質容量」とは、タンク容積ではなく消防法令に基づく実質の「最大数量」をいう。 ※2 災害発生時に備えて3日分以上の燃料を確保しなければならない ②発電機 ・発電機本体 ※設置する石油製品タンクの石油製品により稼動させる発電機が補助対象 ③燃焼機器 ・調理・炊飯に供する機器　・暖房機器 （※石油製品タンクに貯蔵する石油製品によって稼働させるもの で、災害時のみに使用するもの） ④工事費 (石油製品タンク) 土間等解体工事 ・設置工事　・注入口設置工事 ・石油製品タンク本体、油面計、漏洩検知装置に関わる配管・電気工事 、運搬費　、仮設費、現場管理費 、防油堤工事 ※3 石油製品タンクの設置の補助範囲は、燃料の注入口から石油製品タンク及び石油製品タンクから注油機構（使用機器との接続部までを含む） （発電機） 設置工事、電気工事 ・排気管工事、配管工事、消防対応工事 ・運搬費 ⑤対象経費 ・消防申請納付金、その他執行団体が認めた費用等
	補助対象外項目		・ 本体の石油製品タンクを設置しないサービスタンクの交換や補修のみの工事は対象外 ・ 撤去処分（既存タンク・配管等の引き上げ、廃棄処分等）に係る費用は対象外。 ・ 一般管理費、交通費等は補助対象外。 ・ 自家給油施設に該当する部分は対象外。
	事業期間		単年度
	申請代行		申請代行者にて申請書作成は可能
スケジュール	申請について		交付申請→実績報告
	交付申請		2年度一次6/22～8/31 二次8/24～9/30　**令和3年度6/7～7/7**
	交付決定		8月～（優先順位有り）
	入札及び契約・工事開始		交付決定後
	事業完了		2月頃(実績報告書の提出期限2月18日 ）
	実績報告（補正）		2月18日（必着）か、工事完了かつ工事代金支払い後30日以内いずれか早い日
	確定検査		3月中（現地調査は必要に応じて）
	補助金入金		3月中